

議案第83号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

加西市長 西村 和平

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年加西市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第2条の2第2項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第5条第3号中「著しく低額、又は高額である」を「補償基礎額として公正を欠くと認められる」に改める。

第5条の2第1項中「の額の算定の基礎として用いる補償基礎額（以下この条において「年金補償基礎額」という。）については、前条に定めるもののほか、この条に定めるところによる。」を「について前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の4月1日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて市長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前項各号」を「前項」に、「第9項各号の」を「第11項の規定により」に改め、「総務大臣が」の右に「年齢階層ごとに」を、「考慮して」の右に「規則で」を加え、同項を第2項とする。

第5条の2の次に次の1条を加える。

第5条の3 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第5条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて市長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の市長が定める額は、地方公務員災害補償法第2条第13項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して規則で定めるものとする。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第8条の2第1項第2号中「疾病」の右に「による障害」を加える。

第9条中「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第10条第2項中「その負傷、疾病若しくは」の右に「障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは」を加える。

第10条の2第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第10条の2に次の1号を加える。

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合

第12条第1項第4号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第2条の3第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第2条の4第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第3条第3項を次のように改める。

3 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

附則第3条第4項中「第14条」を「第14条又は次条」に改める。

附則第4条中「得た金額」の右に「(第14条第1項第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第9条関係)

種別	障害等級	倍数
障害補償年金	第1級	313
	第2級	277
	第3級	245
	第4級	213
	第5級	184
	第6級	156
	第7級	131
障害補償一時金	第8級	503
	第9級	391
	第10級	302
	第11級	223
	第12級	156
	第13級	101
	第14級	56

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、地方公務員災害補償法第29条第2項に規定するところによる。

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

(審議資料)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）が平成22年12月10日に公布され、平成23年10月1日から施行されたことによる所要の改正及びその他法律の改正に伴う所要の改正を行うもの。

【改正要旨】

- ・通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律により、災害補償の対象となる通勤の範囲を改定し、複数の就業場所に従事する者の就業場所から他の勤務場所への移動及び単身赴任者の赴任先から帰省先への移動を通勤範囲に加えること。（第2条関係）
- ・刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う施設名称の変更（第8条関係）
- ・障害者自立支援法の施行に伴う障害者支援施設名称の変更（第10条の2関係）
- ・地方公務員災害補償法の一部改正に伴う障害等級ごとの障害の程度について総務省令で定めるものとする。（別表第2関係）
- ・その他所要の文言の修正等を行うもの。（第5条、第5条の2、第5条の3、第8条の2、第9条、第10条、第12条、附則関係）